

(1)「知財立国宣言」(2002)、「知的財産基本法」(2003)の施行から10年余りが経過し、本年6月には「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」、「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定され、「世界最高の「知的財産立国」を目指す」、「今後10年で知的財産における世界最先端の国となる」ことが明記された。これらを踏まえ、今後の知財政策の重点化・加速化を図るため、

- グローバルな企業活動を支える知的財産制度のあり方
- 中小・ベンチャー企業等に対する支援のあり方

を中心に、これまでの取組みを振り返りつつ、ご議論頂いた。

(2)これまでのご議論等を踏まえ、次の通り、今後取り組むべき事項を整理しながら、重点化・加速化する事項を本分科会においてとりまとめることをお願いしたい。

- ① 直ちに具体的な措置を講ずるべき事項
- ② 本分科会の議論を踏まえ、法制的・実務的に専門的な見地から、早急に整理すべき事項
- ③ 世界知的所有権機関（WIPO）、日中韓、日ASEANなどの多国間の枠組み及び二国間の枠組みを利用して実現を図る事項

(3)具体的には、次回の本分科会において、とりまとめ骨子案を事務局から提示させて頂き、ご審議をお願いしたい。